

議案第78号

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、第17条第2項、第18条及び第21条第2項の規定は適用しない。

第29条第2項中「合計額」を「合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、その月における報酬の総額のうち給料及び地域手当に相当する額）」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

会計年度任用職員に係る人事評価及び懲戒処分の効果に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市職員基本条例 (抄)

(適用除外)

第3条 省 略

2 省 略

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、第17条第2項、第18条及び第21条第2項の規定は適用しない。

(懲戒の効果)

第29条 省 略

2 減給は、1日以上6月以下の期間において、1月につき、給料月額及び地域手当の月額合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、その月における報酬の総額のうち給料及び地域手当に相当する額）の10分の1以下の額を減じて行うものとする。

3 - 4 省 略